平成２６年（フ）第１５３９号
札幌市北区百合が原６丁目２番８号　メゾンベールⅠ番館Ｂ号斉藤方
債務者　小林　　好
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５５８号
札幌市厚別区厚別東４条２丁目１番７―213号
債務者　成澤　嘉彦
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５９７号
札幌市西区発寒９条11丁目２番３号　ハイアット発寒Ｂ―101号
債務者　三塚喜代志
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６５４号
札幌市白石区本通７丁目南７番23号　シティプラザ白石206号
債務者　山口　麻耶（旧姓岸田）
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７０１号
北海道江別市野幌若葉町36番地の25
債務者　五十嵐真澄
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９７号
相模原市南区東大沼１丁目12番29号
債務者　水戸部信子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２６８号
相模原市中央区陽光台２丁目２番４号　サンハイツ陽光台パート５―301
債務者　本山　由美（旧姓和智）
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２７６号
相模原市中央区矢部１丁目８番17号　シルバードルフィン301
債務者　鎌谷　竜一
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１２７４号
名古屋市南区豊２丁目12番57号　南豊第二住宅１棟715号
債務者　神谷　友子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５００号
名古屋市中川区二女子町７丁目12番地
債務者　小出　茂樹
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１１号
大阪府富田林市小金台１丁目10番21号201、申立時の住所大阪府富田林市藤沢台１丁目４番11―210号
債務者　鵜木香名子（旧姓安本）
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７８６号
堺市堺区寺地町西２丁２番25―504号、前住所堺市堺区新在家町東４丁３番５号　第５ヤマトコーポ301号
債務者　山登　　瞳
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７８７号
堺市北区北花田町４丁89番地２　プランドール北花田402号
債務者　山登佐知子
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７９９号
堺市中区小阪87番地１　村上文化１Ｆ12号
債務者　小加部勝三
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８１４号
堺市西区鳳西町１丁39番地２　アーバンコート303号
債務者　牧野　光洋
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８１７号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地７棟106号
債務者　貞森　淳美
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８２９号
大阪府河内長野市木戸２丁目18番５―106号
債務者　阪井　博治
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係